（静岡家庭裁判所判事補兼静岡地方裁判所判事補・富士簡易裁判所判事）同　樋口　正樹
（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事）同　大野　祐輔
（津地方裁判所判事補兼津家庭裁判所判事補・津簡易裁判所判事）同　福渡　裕貴
（岡山地方裁判所判事補・岡山簡易裁判所判事）同　石田　寿一
（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・福岡簡易裁判所判事）同　藤田　正人
（鹿児島家庭裁判所判事補兼鹿児島地方裁判所判事補・鹿屋簡易裁判所判事）同　太田　寅彦
（那覇地方裁判所判事補兼那覇家庭裁判所判事補・沖縄簡易裁判所判事）同　竹林　俊憲
（那覇地方裁判所判事補兼那覇家庭裁判所判事補・石垣簡易裁判所判事）同　島田英一郎
（仙台地方裁判所判事補兼仙台家庭裁判所判事補・仙台簡易裁判所判事）同　安福　達也
（秋田地方裁判所判事補兼秋田家庭裁判所判事補・秋田簡易裁判所判事）同　坂田　大吾
（札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事）同　大嶺　崇
（札幌家庭裁判所判事補兼札幌地方裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事）同　栗田　正紀
（高松地方裁判所判事補兼高松家庭裁判所判事補・高松簡易裁判所判事）同　大野　洋
（徳島家庭裁判所判事補兼徳島地方裁判所判事補・徳島簡易裁判所判事）同　池田　弥生
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）　高梨　雅夫

簡易裁判所判事に任命する（以上四月十日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣鳩山由紀夫は、四月十二日アメリカ合衆国へ出張のため出発した。

人事官に任命する　原　恒雄

最高裁判所判事に任命する

（東京簡易裁判所判事・東京地方裁判所判事補）簡易裁判所判事兼判事補　岡部喜代子
（三条簡易裁判所判事・新潟地方裁判所判事補兼新潟家庭裁判所判事補）同　右田　晃一
（呉簡易裁判所判事・広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事補）同　坂本　浩志
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（以上四月十二日）　橋本耕太郎

皇室事項

信任状捧呈式

四月十三日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在タンザニア国特命全権大使サロメ・タダウス・シジャオナの信任状捧呈式を行われた。

認証官任命式

四月十二日午後六時五十分、宮中において、人事官原恒雄及び最高裁判所判事岡部喜代子の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

事務所の廃止

第三管区海上保安本部千葉海上保安部袖ヶ浦分室は次のとおり廃止されました。

平成二十二年四月一日　海上保安庁

一　廃止先　千葉県袖ヶ浦市中袖三〇
一　郵便番号　二九九―〇二六七
一　電話番号　〇四三八―六四―三一一八
一　名称　千葉海上保安部袖ヶ浦分室
一　業務終了　平成二十二年三月三十一日
一　問い合わせ先　千葉海上保安部管理課
〇四三―三〇一―〇一一八

事務所の設置

第三管区海上保安本部千葉海上保安部館山分室は次のとおり設置されました。

平成二十二年四月一日　海上保安庁

一　新設先　千葉県館山市沼字西原九八七番一
一　郵便番号　二九四―〇〇三四
一　電話番号　〇四七〇―二〇―〇一一八
一　名称　千葉海上保安部館山分室
一　業務開始　平成二十二年四月一日
一　問い合わせ先　千葉海上保安部館山分室
〇四七〇―二〇―〇一一八

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、デルタ航空会社から、ノースウエスト航空日本支社労働組合が年間一時金等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成22年4月17日以降、同組合の組合員が従事する全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成22年4月15日　厚生労働大臣　長妻　昭

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月十三日（火）

○国会提出案件（抜粋）

一、平成二十一年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告について（決定）（防衛省）
一、平成二十一年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告について（防衛省）

公告

工場財団

諸事項

千葉県市川市上妙典1603番地**東洋合成工業株式会社**の工場財団に千葉県市川市高浜町7番地高浜油槽所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年4月15日　千葉地方法務局市川支局

大阪市中央区久太郎町二丁目4番31号**日本ジフイー食品株式会社**の工場財団に京都府宇治市大久保町田原1番地日本ジフイー食品株式会社宇治工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成22年4月15日　京都地方法務局宇治支局

有権者申出方

元当局所属公証人成本治郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成22年4月15日　札幌法務局

元当局所属公証人中村雅臣の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成22年4月15日　大阪法務局

元当局所属公証人森川**隆**彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成22年4月15日　大阪法務局

準禁治産宣告取消

平成22年（家）第20452号

本籍広島市南区段原日出町562番地の1、住所広島市安佐南区祇園3丁目50番15―406号
事件本人　横野みち子
昭和24年5月29日生
平成22年3月24日準禁治産宣告取消審判確定

広島家庭裁判所裁判所書記官